

お知らせ



始まりました

長寿医療保険料の徴収

平成20年4月から、長寿医療制度(高齢者医療制度)の保険料徴収が一部の方を除いて始まりました。保険料通知等の発送時期は、保険料の徴収開始時期は、その対象者ごとに異なりま

す。次の事項を確認の上、ご自身の保険料通知等の発送

時期、保険料の徴収開始時期をご確認ください。

なお、平成20年度の保険料の確定時期は、普通徴収および特別徴収の対象者ともに7月の予定です。

| 国民健康保険に加入していた | | | |
|--|--|---|--|
| はい | | いいえ | |
| 4月から既に保険料が年金から天引きされている | | 家族の健康保険の扶養だった | |
| はい | いいえ | はい | いいえ |
| 保険料は引き続き年金からの天引きになります。保険料の確定額通知は、7月下旬ごろ発送を予定しています。 | 7月から納付書にて保険料を納めていただきます。通知書等は、7月上旬ごろに発送を予定しています。※10月から年金天引きに変更される場合もあります。 | 10月から保険料が徴収されます。年金天引きの場合は7月下旬、それ以外の場合は7月上旬ごろに通知書等の発送を予定しています。 | 7月から納付書にて保険料を納めていただきます。通知書等は7月上旬ごろに通知書等の発送を予定しています。※10月から年金天引きに変更される場合もあります。 |



確認しましょう！

医療費通知を

市国民健康保険では、医療費通知を年4回(6月・9月・12月・3月)、期間内に受診のあった被保険者の皆さんにお送りしています。

この医療費通知は、一人ひとりが自分の健康管理を十分心がけるとともに、正しく保険診療を受けていただくため、その内容の確認・目安として送付しているものです。

●医療費通知の記載内容は？
診療を受けた医療機関名・

診療日数(回数)・該当期間(通常3か月分)にかかった医療費の総額や窓口での自己負担額などを記載しています。

●内容に覚えがない？
医療費通知を確認し、記載されている医療機関で診療

療を受けたことがない、日数・回数が多いなど不明な点がありましたら、まずはお手元の領収書等をご覧になり医療機関に確認してください。
※医療費通知は医療費控除の領収書としては使えません。医療機関の領収書は大切に保管しましょう。

●内容に覚えがない？
医療費通知を確認し、記載されている医療機関で診

療を受けた医療機関名・



受けつけます

「予約による年金相談・手続き」

千葉県内の社会保険事務所および年金相談センターでは、年金の相談・手続きを予約制で実施しています。

事前予約のほかに、当日予約なしでおいでになった方にも窓口で当日の予約をお取りいただくようにしています。なお、当日の予約が

いっぱいの場合、翌日以降の予約となります。

【予約の申し込み方法等】

①年金の相談・手続きの予

約は、相談等実施日の1か月前から前日まで予約専用電話または社会保険事務所、年金相談センター窓口にてお受けします。

金番号、氏名、住所、電話番号、相談内容等について確認します。(お手元に年金手帳、基礎年金番号通知書または年金証書をご用意ください)

事前予約専用電話

| 実施事務所 | 予約専用電話番号 | 実施事務所 | 予約専用電話番号 |
|-----------|--------------|------------|--------------|
| 千葉社会保険事務所 | 043(242)6324 | 木更津社会保険事務所 | 0438(23)7660 |
| 幕張社会保険事務所 | 043(212)7515 | 佐原社会保険事務所 | 0478(54)1445 |
| 船橋社会保険事務所 | 0474(60)0141 | 千葉年金相談センター | 043(241)1165 |
| 市川社会保険事務所 | 0477(04)1165 | 船橋年金相談センター | 0474(24)7091 |
| 松戸社会保険事務所 | 047(394)3155 | 柏年金相談センター | 047(160)3111 |

問合せ

市民課高齢者医療年金係

☎(80)1142